

令和4年第4回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時
開催場所

令和4年4月13日（水） 午後3時00分
岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

櫻井 宏 ・ 林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 古田 薫
酒井 勉 ・ 松野 芳正 ・ 福田 正義 ・ 清水 健吉
河田 均 ・ 舘林 朋子 ・ 江崎 美咲 ・ 村木 多藏
西垣 隆 ・ 林 安廣 ・ 高橋美穂子 ・ 梶下 信孝
山口 貴範

欠席委員

野々村 貢

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 勇 ・ 伊藤 一仁 ・ 臼井 正典 ・ 塩谷 芳美
大野 政司 ・ 奥村 富則 ・ 加納 康男 ・ 岸野 治郎
神山 肇 ・ 酒井 秀男 ・ 杉本 宜永 ・ 高橋 直美
戸崎 和美 ・ 林 俊朗 ・ 堀 美勝 ・ 本田 忠男
宮部 辰男 ・ 村瀬 忠彦 ・ 村瀬 東三 ・ 山田 貞夫
山中 敏彰

事務局

事務局長	横井 敬太	副主幹	佐藤 智香
副主幹	伊佐治伸一	主査	吉村 雅子
主査	中村 修	主任主事	井上 靖之
主事	宮田 直弥	主事	坪内 優

関係者

経済部次長兼経済政策課長	高野 新
経済部技術審議監兼農地整備課長	梅村 昌司
経済部農林課長	三嶋 克之
経済部農林課副主幹	伊藤 聖
経済部農林課主任主事	宮本 一路

議 事

- 議案第 18 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 19 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 20 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 議案第 21 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 22 号 農用地利用配分計画案に関する意見について
- 議案第 23 号 岐阜農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について
- 議案第 24 号 令和 4 年度農業委員会農業振興対策の重点事業実施計画について
- 議案第 25 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について
- 報告第 12 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 13 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 14 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 15 号 農地所有適格法人要件確認報告書について
- 報告第 16 号 令和 4 年度農業施策・予算編成等に関する要望書回答及び令和 4 年度経済部農政関係予算概要について

議 長

それでは、令和4年第4回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、19名中18名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。
議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思っております。
それでは、議席番号15番林安廣委員、議席番号16番高橋美穂子委員の両委員、よろしくお願ひいたします。
なお、農地利用最適化推進委員の方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。
議案第18号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転2件、使用貸借による権利の設定6件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第18号について説明いたします。
農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請です。
今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。
2ページをお願いします。
1番及び2番、長良地区の申請は、農業経営の安定を図るための使用貸借の設定です。
3番、西郷地区の申請は、農業経営を拡大するための使用貸借の設定です。
4番及び5番、同じく西郷地区の申請は、農業経営の安定を図る使用貸借です。
6番、芥見地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
4ページをお願いします。
7番、三輪地区の申請は、農業経営を拡大するための使用貸借の設定です。
8番、柳津地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
以上でございます。

議 長

ただいま、議案第18号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様からご説明いただきます。

それでは、1番及び2番、長良地区は、酒井勉委員、お願いします。

酒井委員

1番及び2番の申請は、農業経営の安定を図る借人へ、畑を貸し出すものです。

申請地では果樹を栽培される予定です。

借人は、地元の取り決めなども十分承知されており、所有する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3番から5番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

3番から5番の申請は、農業経営の拡大または安定を図る借人へ田を貸し出すものです。

3月29日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借人と共に、それぞれ現地立会いを行いました。

3件とも、申請地では、野菜を栽培されるということです。

それぞれの借人ともに、地元の取り決めも十分承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、6番、芥見地区は、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

6番の芥見の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

3月23日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、申請者とともに現地立会いを行いました。

申請地の水田は管理状態も良く、受人は地域の取り決めなども理解されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、7番、三輪厳美地区は、福田正義委員、お願いいたします。

福田委員

7番の申請は、農業経営を拡大する借人へ田を貸し出すものでございます。

申請地では水稻及び野菜を栽培される予定です。

借人は、地元の取り決めなども熟知され、耕作する農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、8番、柳津地区は、梶下信孝委員、お願いいたします。

梶下委員

8番の申請は、農業経営を拡大する受人へ畑を譲り渡すものです。

申請地では野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども承知し、所有する他の農地も適正に管理しておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第18号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

発言もないようですので、採決に入ります。

議案第18号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議長

続きまして、議案第19号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転2件、賃借権の設定1件、使用貸借による権利の設定2件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第19号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

6ページの総括表をご覧ください。

今回は、5件、合計1,734.29平方メートルです。

7ページをお願いいたします。

1 番、黒野地区の申請は、使用貸借の設定により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね 300 メートル以内に市役所の支所が存するため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

2 番、西郷地区の申請は、営農型太陽光発電施設に一時転用をするものです。申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた区域内の農地です。

農振農用地であります。仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであるため、許可し得るものです。

営農型太陽光発電施設は、農地に太陽光パネルを設置して発電を行いながら、下部の農地では営農を継続するもので、今回は、下部農地で利用権を設定し、サカキを栽培する予定です。転用面積は、営農型太陽光発電施設の支柱及び電柱の部分のみとなります。

一時転用期間については、営農者が、農林水産省農村振興局長通知「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについて」別表に該当する認定農業者であるため、10 年以内の期間について認められます。

また、今回の申請は、発電設備の下部の農地において生産された農産物に係る状況を、毎年報告すること、発電設備の下部の農地において営農の適切な継続を確保できなくなった場合は、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること、発電設備の下部における営農を行わない場合又は営農型発電施設による発電事業を廃止する場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること等を条件に付して許可することになります。

つづきまして、3 番、三輪地区の申請は、資材及び重機置場に転用するものです。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。

第 1 種農地の転用は、原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

4 番、三輪地区の申請は、所有権の移転により、住宅敷地に転用するものです。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地の2分の1を超えない為、許可し得るものです。

8ページをお願いします。

5番、柳津地区の申請は、使用貸借の設定により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第19号について説明を受けました。

議案第19号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

林(明)委員

はい。

議長

林明委員、どうぞ。

林(明)委員

2番の件でございますが、下部農地については利用権を設定して借りるということですが、これは、0.29㎡に対して利用権が設定されるということですか。

議長

事務局の説明をお願いします。

吉村主査

御説明いたします。利用権の設定についてですが、この0.29㎡というのは、一時転用する営農型の支柱と電柱部分ですので、利用権については、全体面積792㎡の内0.29㎡を除いた農地部分の面積について設定されることとなります。

林明委員

それは、どなたが。

吉村主査

今回は借人である転用事業者が、農地部分について利用権を設定されて営農も行うとのこと。上方で営農型発電施設を作られて、下部の農地ではサカキを栽培されるということです。

議 長

他にありませんか。

古田委員

はい。

議 長

古田委員、どうぞ。

古田委員

営農型太陽光発電施設の下部農地では、通常の8割以上の農作物を生産しなければならぬと新聞に書いてあったが、それは確認をしているのか。どの程度光が当たるよう太陽光パネルを作り、営農型ということで農地の固定資産税で済ませるのか。行政としても少しは基準というものを我々に分かるように説明してもらわないと。

議 長

事務局説明をお願いします。

吉村主査

生産量についてですが、営農型の下部農地の収量については、毎年1回、報告書の提出があります。例えば、そこで通常の収量の8割以上いかない場合は、確認、指導等を行い、それでも問題がある場合は、最終的には撤去ということになるかと思えます。その辺りは、毎年の報告で確認しております。

議 長

よろしいですか。

古田委員

通常、農振農用地の一時転用期間は、3年であったと思うが。

吉村主査

営農型発電施設については、農振農用地であっても、営農者が担い手である場合等、例えば、今回のように認定農業者である場合などは、一時転用の期間は10年以内が認められています。

古田委員

面積の何割ぐらいかは、収穫した農作物をどこかに売ることになると思うが、太陽光パネルの下で農作物ができるのか。遮光についての基準は分かっているのか。

吉村主査

例えば、下部で栽培する農作物によってどの程度遮光が必要かということが変わってきますので、遮光についてはどれだけでなければいけないという基準は示されていません。遮光によってその農作物の収穫がどれだけ見込めるかということになるかと思えます。

議 長

その他ございませんか。

議 長

発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 19 号について、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議 長

賛成者多数のため、原案のとおり決定といたします。

議 長

続きまして、議案第 20 号租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は、1 件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第 20 号について説明いたします。

10 ページをお願いします。

今回は、1 件提出されており、特例適用農地面積は、972 平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 20 号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようですので採決に入ります。
議案第 20 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議 長

続きまして、議案第 21 号農用地利用集積計画の決定について令和 4 年 3 月 18 日付け、岐阜市経農第 1421 号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案いたします。

関係部局の説明を求めます。

伊藤副主幹

それでは、議案第 21 号について説明いたします。

11 ページをお願いいたします。

今回の農用地利用集積計画の件数は、賃貸借が 6 件、使用貸借が 899 件です。

各設定内容の詳細については、12 ページから 53 ページまでに、設定する権利の期間、貸借の形態、賃料の有無により分けて記載してあります。

本計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件にそれぞれ該当しているものと判断しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 21 号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 21 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議 長

続きまして、議案第 22 号農用地利用配分計画案に関する意見について、令和 4 年 3 月 18 日付け、岐阜市経農第 1428 号をもって、岐阜市長から依頼がございましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

伊藤副主幹

それでは、議案第 22 号について説明いたします。

54 ページをお願いします。

今回、借り手を変更する貸借の件数が 9 件あります。

各設定内容の詳細については、55 ページに記載してあります。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 22 号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 22 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 23 号岐阜農業振興地域整備計画の変更に係わる意見決定について、令和 4 年 3 月 17 日付け、岐阜市経農第 1417 号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

宮本主任主事

それでは、議案第 23 号の内容を説明いたします。

今回は、1 件の農用地への編入の申出、2 件の農用地からの除外の申出です。

58 ページを御覧ください。

農用地への編入で、田 1 筆で、1,477 平方メートルとなります。

次に、59 ページを御覧ください。

農用地からの除外で、田 1 筆、畑 1 筆で合計 2,568 平方メートルとなります。

60 ページに、農用地区域からの除外の申出があった 2 件、編入の申出があった 1 件の詳細を記載しておりますので、御覧ください。

整理番号 1 は、網代地区、牛舎・肥育舎の申出です。

整理番号 2 は、常磐地区、自己住宅用駐車場の申出です。

整理番号 3 は、網代地区、編入の申出です。

社会福祉施設の拡張を計画していましたが、計画の規模の見直しがされたため、農用地区域に編入するものです。

61 ページの (3) 市町村検討調書に記載しておりますように、除外の申出のありました 2 件は、いずれも農業振興地域の整備に関する法律に規定された要件を満たしており、それぞれ周辺農地に影響の少ない場所として、申出地を選定されたものです。

なお、63 ページから 65 ページにそれぞれ位置図をつけております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 23 号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 23 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案のその 2 に入ります。
議案第 24 号令和 4 年度農業委員会農業振興対策の重点事業実施計画について、以上を議題いたします。
事務局の説明を求めます。

横井事務局長

議案第 24 号令和 4 年度農業委員会農業振興対策の重点事業実施計画について説明いたします。

お手元の議案その 2 の 2 ページを御覧ください。

本市の農業におきましても、全国的な課題と同様に農業従事者の高齢化や後継者不足、輸入農産物の増加への対応、担い手の減少、遊休農地の増大など乗り越えなければならない課題が山積しております。

本市農業委員会におきましては、農地等の利用の最適化の推進に関する指針に沿って課題に取り組んでおります。

農地集積の事業では、令和 2 年度から農地中間管理事業へ一本化しておりますが、農地中間管理事業の活用による担い手への農地集積・集約を加速していくことが期待されています。

また、一昨年に市内各地区で人・農地プランの実質化を実施しましたが、昨年、国におきましては人・農地プランの法定化が審議され、令和 5 年度の施行が予定されております。

今後は、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、地域のリーダーとしての役割がより大きく求められることとなっております。

このような状況の中、今年度は次の 3 項目を重点事業いたします。

まず、ひとつは、担い手の育成と農地利用集積等の推進です。これまで本市農業委員会は、中心となる担い手の育成と、担い手への農地集積・集

約により、農地の保全・有効利用と生産性の高い効率的な農業経営を図るため、農地利用の最適化を推進してまいりました。

その結果、利用権設定面積は令和4年3月末現在で866.2ヘクタールとなっております。

推進方法につきましては、農地中間管理事業を活用し、各地区農政推進委員会の協力を得て、利用権設定を推進いたします。

また、関係団体と連携し、農家、団体に対する相談会等の開催や、集落営農組織の育成と法人化、認定農業者への誘導を図り、優良農地の確保に努めます。

なお、新規の利用権設定目標面積を今年度は25ヘクタール以上といたします。

続きまして、二つ目は、遊休農地の発生防止と解消です。遊休農地は、本市におきましても令和4年3月末現在で18.7ヘクタール存在しております。

遊休農地の発生防止と解消は、農業委員会の重要な業務となっており、本年度も引き続き遊休農地の発生防止・解消に向けた取り組みを実施してまいります。

推進方法につきましては、農地利用状況調査員による現地調査や各地区農政推進委員会による農地パトロールを実施し、土地所有者への個別指導、担い手農家への斡旋などにより、遊休農地の解消に努めます。

今年度は、解消目標面積を9ヘクタールといたします。

最後、三つ目ですが、食農教育の定着と普及推進です。本市では、第3次食育推進計画に基づき、取り組みを推進しております。

また、食農教育児童実践支援事業といたしまして小学校児童を対象とした体験農作業を実施しております。

推進方法につきましては、コロナ禍の中での実施となりますが、農業委員会と各地区農政推進委員会が十分な対策を図り、ぎふ農業協同組合、教育関係者、農業関係者等の協力を得て、小学生を対象に農作物の栽培、収穫等の機会を提供し、市内全小学校の参加を目標とし、取り組んでまいります。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第24号について説明がありました。

令和4年度農業委員会農業振興対策の重点事業実施計画については、3項目ありますが、いずれも地域の農業振興を図る上で、重要な事業であり

まして、今年度、農業委員会として積極的に取り組んでいく必要があるものでございます。

ただいまの説明について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 24 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議長

続きまして、議案第 25 号令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹

それでは、議案第 25 号について説明いたします。

5 ページをお願いいたします。議案第 25 号について、農業委員会等に関する法律に基づき、活動状況について公表するものでございます。

6 ページを御覧ください。

まず、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明いたします。

I 農業委員会の状況令和 4 年 3 月 31 日現在の 1 農業の概要及び 2 農業委員会の現在の体制につきましては記載のとおりでございます。

7 ページを御覧ください。

II 担い手への農地の利用集積・集約化の 1 現状及び課題について令和 4 年 3 月現在の管内の農地面積は 3,930 ヘクタールで、集積面積は 866.2 ヘクタール、集積率は 22.0 パーセントでございます。

課題については記載のとおりです。

2 令和 3 年度の目標及び実績について集積目標 890.2 ヘクタールに対して集積実績が 866.2 ヘクタール、達成状況は 97.3 パーセントでございます。

3 目標の達成に向けた活動及び 4 目標及び活動に対する評価は記載のとおりでございます。

8 ページを御覧ください。

Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についてございますが、
1 現状及び課題について令和3年度は新たに4経営体が参入しました。
課題については記載のとおりです。

2 令和3年度の目標及び実績について令和3年度の目標4経営体に対して参入実績が4経営体で目標を達成しております。

3 目標の達成に向けた活動及び4目標及び活動に対する評価は記載のとおりでございます。

9 ページを御覧ください。

Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価でございますが、所有者に対し意向調査を実施した結果、2 令和3年度の目標及び実績に記載の令和3年度の解消目標7.8ヘクタールに対して解消実績は14.2ヘクタールで、目標は達成しており、1 現状及び課題に記載してありますとおり、令和4年3月現在の遊休農地面積が、18.7ヘクタールとなっております。

3、2の目標の達成に向けた活動及び4目標及び活動に対する評価は記載のとおりでございます。

10 ページを御覧ください。

Ⅴ違反転用への適正な対応につきましては、通年の農地パトロールを実施し、解消に向けて指導をいたしました。

11 ページを御覧ください。

Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検につきましては、
1 農地法第3条に基づく許可事務に記載のとおり、令和3年度処理件数は116件でございます。

2 農地転用に関する事務については令和3年度処理件数は、89件でございます。

12 ページを御覧ください。

3 農地所有適格法人からの報告への対応及び4情報の提供等は、記載のとおりでございます。

13 ページを御覧ください。

Ⅶ地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容につきましては、記載のとおりでございます。

Ⅷ事務の実施状況の公表等について総会等の議事録及び活動計画の点検・評価 につきましては、岐阜市公式ホームページにて公表しております。

14 ページを御覧ください。

続きまして、令和4年度最適化活動の目標の設定等について説明いたします。

I 農業委員会の状況令和4年4月1日現在の1農業委員会の現在の体制及び2農家・農地等の概要につきましては、記載のとおりでございます。

15 ページを御覧ください。

II 最適化活動の目標の1最適化活動の成果目標(1)農地の集積の②、目標として今年度末時点の集積面積を891.2ヘクタールとしております。

(2)遊休農地の解消の②、目標として令和4年度3月末の遊休農地面積18.7ヘクタールに対し解消目標面積は、3.7ヘクタールとしております。

16 ページを御覧ください。

(3)新規参入の促進と2最適化活動の活動目標については、記載のとおりでございます。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第25号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようですので、採決に入ります。

議案第25号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

議案につきましては、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告第12号から第15号について、事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和4年3月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたします。

報告第12号農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について、第3条の3の規定による、許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

18 ページをお願いします。

届出は、27件、合計44,401平方メートルです。

続きまして、報告第 13 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

20 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。

届出は、13 件、合計 5,872 平方メートルです。

明細は、21 ページから 23 ページです。

続きまして、報告第 14 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

25 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。

届出は、90 件、合計 51,860.26 平方メートルです。

明細は、26 ページから 47 ページです。

続きまして、報告第 15 号農地所有適格法人要件確認報告書について説明いたします。

48 ページをお願いいたします。

農地法第 6 条第 1 項及び施行規則第 58 条には、農地所有適格法人であるとして、農地を所有し、または他人の所有する農地を法人の耕作に供しているものは、毎年、農地の所在地を管轄する農業委員会に報告しなければならないと規定されております。

令和 3 年度に岐阜市に報告が必要な 27 法人から、令和 4 年 3 月末までに提出されました報告書につきまして、農地法第 2 条第 3 項本文及び各号に定める要件を満たしておりましたので報告いたします。

明細は、49 ページから 53 ページとなります。

報告は、以上でございます。

議 長

続きまして、報告第 16 号令和 4 年度農業施策・予算編成等に関する要望書回答及び令和 4 年度経済部農政関係予算概要について、経済部次長から説明をお願いいたします。

高野次長

今年度より経済部次長兼経済政策課長を務めます高野と申します。今後ともよろしくをお願いいたします。

それでは、報告第 16 号について御説明いたします。

まずは、56 ページからの御要望に対する回答について御説明させていただきます。多岐にわたっておりますので、回答の内容をお示ししながら、簡潔に説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

56 ページの冒頭1 農地利用の集積・集約化、担い手対策に関してでございます。

(1) スマート農業の推進についてということで、御要望の内容としては、岐阜市の実情に合ったスマート農業を研究されたいということでございます。

岐阜県や岐阜農林事務所、ぎふ農業協同組合と情報を共有し、地域の実情に合ったスマート農業について、研究してまいりたいと考えております。

(2) 法人に対する支援についてでございます。御要望の内容は、営農組合等の設立や継続にあたって情報提供等支援されたいということをお願いしております。

回答でございますが、県、ぎふ農業協同組合、アグリチャレンジ支援センター等の関係機関と連携を図りながら支援を進めてまいりたいと考えております。

(3) 小規模農家への支援についてでございます。

57 ページをお願いします。こちらについては、補助金を活用し、関係機関と連携して支援してまいります。

続きまして項目の2 遊休農地の発生防止・解消に関してでございます。

(1) 遊休農地の再生作業についてでございます。

補助金に関しては、国・県へ要望してまいりたいと思います。また、遊休農地の解消につきましては、人・農地プランを活用して進めてまいりたいと思います。

続きまして(2) 休耕田についてでございます。

こちらにつきましては国の方針もありまして、レンゲの作付け等についての補助金というのは、削減されたところでございます。従いまして、農家の所得向上に寄与するような作物の作付けの推進、非主食用米への助成単価の増額、高収益作物への助成追加、麦・大豆の高単価維持等によりまして、御支援に努めてまいりたいと考えております。

58 ページをお願いします。

3 番目の有害鳥獣対策に関してでございます。

まず、(1) 害虫防除については、ホームページ等で、有益な情報は随時提供していきたいと考えております。

次に（２）ジャンボタニシ対策につきましては、農業者や調査機関に研究を依頼されたいということも含まれておりますが、今後も引き続き啓発、周知を進めるとともに、国・県の動向を注視しながら、関係機関との協議を重ねてまいりたいと考えております。

続きまして 59 ページの 4 農業基盤整備対策についてでございます。

（１）基盤整備についてでございます。

基盤整備内容に応じて活用できる事業メニューがございますので、各土地改良区や用排水組合等を通じてご相談いただきますようお願いいたします。

（２）用排水路や法面の管理についてでございます。

60 ページの方でございますように、対策等については、検討させていただきたいと考えております。

5 都市農業振興対策についてでございます。

（１）生産緑地制度についてでございます。

これまで、勉強会を開催するなどしてまいりました。今後は、その制度に対するご意向ですとか、候補となる農地の状況を確認しながら、運用開始の時期や要件の設定などを整備してまいります。

61 ページ（２）特産物についてでございます。

ぎふベジのブランド化を図ってまいりたいと考えております。専用ホームページや SNS などを活用しながら、情報発信に取り組んでまいります。

（４）農業振興に関する研究につきましては、中長期的なことも含めながら検討していきたいと考えております。

62 ページをお願いいたします。

その他についてでございます。

（１）災害時の支援についてでございます。

岐阜市災害ボランティア連絡調整会議において、協議を進めてまいります。

（３）農薬についてでございます。

関係機関との連携しながら、周知、啓発に努めてまいります。

御要望についての回答については、以上とさせていただきます。

続きまして、64 ページの令和 4 年度経済部農政関係予算概要について説明させていただきます。

64 ページ、事業案の概要、多用性ある農業の持続的発展につきまして、1 番農家、2 番農地、3 番収益性というふうに並んでおりますが、こ

れらにつきましては、岐阜市の農業ビジョンに定めております岐阜市の農業が目指す将来像、方向性でございます。

農業振興ビジョンの柱に従い、予算の主要項目を設定させていただいています。

一つ目の農家、農業生産の効率化の推進と経営の継続についてでございます。

事務事業名にございます中心経営体による効率的な農業経営への支援、これは、農業振興ビジョンの中の施策の方針の文言でございますが、まずは、中心経営体による効率的な農業経営への支援といたしまして、一つ目でございますように、人・農地プランに位置付けられた中心経営体から経営を継承した者を対象とします補助を促進し、経営継承を発展支援を実施してまいります。

それからまた、2項目以降にありますように、継続して農政推進活動事業を実施してまいります。

新たな担い手の確保、育成に関しましては、64ページから65ページに記載のとおり、農業人材力強化総合支援、畜産構造改革支援、産地構造改革支援、これらによりまして新規就農者の御支援をしております。

65ページの方の2番目の柱です。

農地、優良農地の保全活用と都市的土地利用との調整についてでございます。

まずは、施策の方向として、農用地・優良農地の保全・活用につきまして、人・農地プラン推進事業、多面的機能保全管理活動交付金等によりまして、農地の管理、保全管理活動の御支援を進めてまいりたいと考えております。

その次の農用地・農業生産基盤の整備につきましては、農業振興地域整備計画の基礎調査を実施するために、農業振興地域地図情報整備事業を推進してまいります。

また、このほかにも、土地改良事業への支援や農業用施設の更新等を進めてまいります。

都市的土地利用との調整に関しまして、生産緑地制度導入検討事業ということですが、生産緑地制度の導入について検討を進めてまいります。

66ページをお願いいたします。

3本目の柱の収益性、立地や営農の特性に応じた農業経営の確立についてでございます。

農産物販売拡大の支援のために、ぎふベジブランド発信事業、今年度から羽島市も加わって5市3町で推進してまいります。SNSによりPR等に加えて、2項目にございます日本食文化会議の方でも、ぎふベジの魅力を発信してまいりたいと考えております。

次に三輪地域ものづくり産業等集積地再検討事業でございますが、この事業におきましては6次産業農業関係用地の誘致等にも取り組んでまいりたいと考えております。

予算概要の説明は、以上とさせていただきます。

経済部となって3年目になりますが、農、商、工を見渡すことができる良さを発揮してまいりたいと考えております。今後とも、引き続き岐阜市の農政の発展に向け、委員の皆様のお力添えを賜りますよう、今後とも、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま経済部次長から要望書に対する回答と令和4年度経済部農政関係予算概要について説明をいただきました。

今年度も事業の推進をよろしくお願いいたします。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後4時15分閉会を宣す。